

## 益田地区広域市町村圏事務組合告示第6号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業を実施する民間事業者の公募による選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により総合評価一般競争入札を行うため、益田地区広域市町村圏事務組合規則（平成元年益田地区広域市町村圏事務組合規則第2号）第2条の規定により準用する益田市契約規則（昭和59年益田市規則第2号）第5条第1項の規定により告示する。

平成16年8月6日

### 益田地区広域市町村圏事務組合理事会

#### 1 入札に付する事項

- (1) 事業の名称 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業
- (2) 事業の場所 益田市多田町地内
- (3) 事業の概要 別紙益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）第2に示す事業の概要のとおり
- (4) 事業の期間 別紙入札説明書第2.7のとおり

#### 2 入札の場所

益田地区広域市町村圏事務組合 清掃管理事務所

#### 3 入札の日時

- (1) 第1次審査書類の提出期限  
平成16年11月5日（金） 午後4時まで
- (2) 第2次審査書類の提出期限  
平成17年2月7日（月） 午後4時まで

#### 4 入札の方法

総合評価一般競争入札

#### 5 結果通知の期日及び方法

- (1) 第1次審査の結果通知  
平成16年12月6日（月）までに各応募者の代表事業者に郵送

により通知する。

(2) 第2次審査の結果通知

平成17年3月4日(金)までに第二次審査応募者の代表事業者に郵送により通知する。

6 入札保証金及び契約保証金

別紙入札説明書第6.6(1)及び(2)のとおり

7 契約の成立

議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。

8 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

別紙益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業入札説明書第3.4のとおり

9 契約書案その他入札に必要な書類を示すべき場所及び期日

(1) 場 所 益田地区広域市町村圏事務組合ホームページに記載する。  
(<http://www.masuda-kouiki.jp/index.html>)

(2) 期 日 平成16年8月6日(金)から

10 事業想定価格

PFI事業想定価格は、次のとおりとする。

11,244,817,000円

なお、この価格を上限としてその範囲内で落札者を決定する。

11 入札の無効

別紙入札説明書第3.2(9)のとおり

12 落札者決定基準

別紙益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業落札者決定基準のとおり

13 その他入札について必要な事項

別紙入札説明書のとおり